



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可・3件（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）…………… 4

## 告 示

### 沖縄県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市マクソコ地区県営畑地帯総合整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年3月6日から同年4月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市南方原地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成25年3月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年3月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字比嘉後原2183番32、2183番107（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 ダム用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第118号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第551号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・6・18号山手線
- 3 事業施行期間 平成12年 7月14日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第119号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第578号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・6・18号山手線及び3・5・1号中央線
- 3 事業施行期間 平成20年 9月26日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成25年 3月 5日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 新川白保線
- 2 供用開始の区間 石垣市字盛山273番 8 から石垣市字盛山222番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3月 7日

---

**沖縄県告示第121号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市伊良部字伊良部
- 2 公共測量を実施した期間 平成24年 8月24日から平成25年 1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（平良下地島空港線乗瀬橋予備設計業務委託）

#### 沖縄県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年沖縄県告示第148号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 八重瀬町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 6・5・東1号東風平運動公園
- 3 事業施行期間 昭和57年 3月 8日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第559号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画公園事業
  - (2) 名称 4・4・2号田井等公園
- 3 事業施行期間 平成14年 6月21日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第524号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画公園事業
  - (2) 名称 名7号我部祖河緑地
- 3 事業施行期間 平成18年 7月28日から平成27年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第125号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第195号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 嘉手納町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 嘉手納町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年 6月21日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第126号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年沖縄県告示第173号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 豊見城市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年 3月18日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号
--	--